

西栗倉村学び発表の場および役場庁舎議場設計業務 プロポーザル方式設計者選定実施要綱

平成 29年4月26日

西栗倉村

1. 実施の目的

西栗倉村は、現役場周辺の公共施設の老朽化に伴い、関連する施設全体の更新を進めている。基幹施設整備に関する基本計画では、役場庁舎議場ならびに住民が多様に活用する施設を集約する計画が盛り込まれている。

当該施設は、安心安全な整備はもとより、地域住民と職員が世代を超えて受け継ぐ魅力あふれる地域の拠点として整備を目指している。

一方、村では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行に伴い村独自の木材利用方針を掲げ、公共施設の木造木質化に積極的に取り組む意向である。特に、豊富な蓄積量を誇る村内の森林資源を有効に活用し、森林整備と施設整備を両立する成果を目指している。

以上を踏まえ、地域資源としての村内産木材を有効に活用し、地域の人たちの関わりにより建設・運営を行う拠点整備を進めたい。

次世代に森の恵みを受け継ぐため、健全な森づくりを目指した木材調達を行い、世代を超えて地域に親しまれる、魅力的な施設計画と活用を住民と共に計画する設計チームの業務提案を求める。

2. 委託業務概要

(1) 業務名	西栗倉村学び発表の場および役場庁舎議場設計業務
(2) 業務内容	基本設計
(3) 契約期間	契約締結日から平成 29 年 12 月末
(4) 委託予算額	21,000 千円以内（税別）
(5) 選考方法	一般公募型プロポーザル方式
(6) 主催	西栗倉村役場
(7) 事務局	西栗倉村総務企画課

3. プロポーザルスケジュール

実施要綱告示	平成29年4月26日（水）
現地公開日	平成29年5月10日（水）
一次審査用質疑受付	平成29年5月9日（火）～ 5月12日（金）17時必着
質疑回答期限	平成29年5月18日（木）
一次審査提案書受付	平成29年5月22日（月）～ 5月25日（木）17時必着
一次審査	平成29年6月2日（金）
一次審査結果通知	平成29年6月7日（水）
二次審査質疑受付	平成29年6月12日（月）～ 6月14日（水）17時必着
質疑回答期限	平成29年6月19日（月）
二次審査提案書提出受付	平成29年6月26日（月）～ 6月28日（水）17時必着

二次審査(ヒアリング)	平成29年7月5日(水)
二次審査結果発表	平成29年7月7日(金)

4. 応募資格

応募資格を有する者または、3名以内で構成する設計提案チームの構成員は、次に掲げる要件すべてに該当すること（応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびチーム構成員が所属する建築士事務所の応募は1点とし、複数のチームに関わることはできない）

- ① 応募資格を有する者を含むチーム構成員は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること
- ② 応募資格を有する者は、一級建築士事務所に所属していること
- ③ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所またはチーム構成員の所属する建築士事務所のうち一つ以上が、岡山県内またはその隣接県(兵庫県・鳥取県・広島県)に一級建築士事務所登録をしていること
- ④ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所またはチーム構成員が所属する建築士事務所のうち一つ以上が、平成19年4月1日から平成29年3月31日の期間に工事が完了した市町村が発注する行政庁舎(本庁舎・支所等)の延べ床面積1,000㎡以上の新築、増築、又は改築(改修工事は含まない)にかかる基本設計または実施設計に元請としての実績を有すること
(「庁舎」とは、市町村が一般事務に供する用途とするもので、複合用途の施設の場合は、庁舎用途部分の床面積を該当部分とします。また、当該業務における元請での関与については、建築確認申請書または計画通知申請書の副本または建築計画概要書の写しにより確認いたします)
- ⑤ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所またはチーム構成員が所属する建築士事務所のうち一つ以上が、平成19年4月1日から平成29年3月31日の期間に工事が完了した主要構造部を木造または木造とその他構造の混構造とした建築物の延べ床面積500㎡以上の新築、増築又は改築(改修工事は含まない)にかかわる基本設計または実施設計に、元請または構造設計担当事務所としての実績を有すること
(木造とその他構造の混構造とした建築物のうち、エキスパンションジョイント等により構造上別棟扱いとされる構造計画を採用する場合は、木造部分のみの床面積を該当の部分とします。当該業務における元請または構造設計担当としての関与は、建築確認申請書または計画通知申請書の副本または建築計画概要書の写しにより確認いたします。)
- ⑥ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびその協力事務所は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ⑦ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびその協力事務所は、建築設計、建設コンサルタント業務等に関し、本村から指名停止を受けている期間中でないこと
- ⑧ 審査員およびアドバイザーの本人または家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者でないこと

5. 審査の方法

当該プロポーザルの審査は、非公開の2段階形式で行う

審査員による技術提案書の審査の結果、評価の最上位のものと次点のものを、当該プロジェクトの基本設計業務の随意契約候補者として西栗倉村長に報告する

審査の内容は以下のとおりとする

(1) 一次審査（実施体制および基本設計業務への住民参加の方法）

以下項目の評価により、2次審査に進む5者程度を選考する

- ① 応募資格の有無
- ② 業務範囲に関する理解
- ③ 一次審査用提案書(様式 05)に記される業務実施体制および設計業務への住民参加の方法

(2) 二次審査(提案内容に関する評価)

以下項目の評価により、評価の最上位と次点の提案者を選考する

- ① 技術提案書(様式 06)に示される業務実施内容の妥当性
- ② 「(3)審査の要点」で求める技術提案及び運営提案の的確性・独創性・実現性
- ③ ヒアリング時のコミュニケーション能力

※ 一次審査の評価点の一部は、二次審査に反映する。

(3) 審査の要点

以下の項目に関する考え方、技術提案及び運営提案を評価する

- ① 村住民が誇れる、活気あふれる活動拠点としての施設運営の提案
- ② 村の森林資源を有効に活用し、地域の技術で建設する提案
- ③ 行政拠点ならびに防災拠点としてふさわしい設計方針
- ④ 地域の気候に配慮し、維持管理に配慮した施設整備の設計方針および技術提案
- ⑤ 上記の他、独自の課題設定と解決策

6. 提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

[一次審査書類提出時]

以下事務局が参加条件を満たすか否かを確認する書類

A	参加表明書	1部	様式 01[A4×1 枚]
B	申請者およびチーム構成員の略歴	1部	任意様式[1 名につき A4×1 枚以内] 参考資料等の添付は認めない
C	申請者が所属する事務所の概要等資料	1部	任意様式(会社案内パンフレット等)
D	申請者が所属する事務所の財務諸表	1部	任意様式(直近決算年度のもの)
E	所属先報告書	1部	様式 02 [A4 必要に応じて複数枚]
F	業務実績報告書	1部	様式 03 [A4×1 枚]
G	業務実績の確認書類	1式	任意様式(様式 03 に対応したもの)

I 担当技術者経歴書 1 式 様式 04 [A4×1 枚] (6 部門各 1 枚)
 以下、審査員が審査する書類

H 一次審査提案書(注1) 10 部 様式 05[A3×1 枚]

(注 1) 表面には応募者等を推測させる情報(氏名、名称、住所、ロゴマーク等)を記載できません
 (記載があった場合は失格とします)

[二次審査書類提出時]

G	二次審査提案書	10 部クリップ留	様式 6-1[A3×1 枚]
	様式 6 に記載される各問い に対する提案を求める	(注 2)参照	様式 6-2[A3×1 枚]

(注 2) ・ 技術提案書裏面右下に、一次審査通過時にお伝えした受付番号を記載願います
 ・ 提案書には応募者等を推測させる情報(氏名、名称、住所、ロゴマーク等)を記載できません(記載があった場合は失格とします)

(2) 提出先 西粟倉村役場 総務企画課宛
 〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村大字影石 2 番地
 電話番号: 0868-79-2111

(3) 提出期限 スケジュール記載とおり

(4) 提出方法 郵送又は宅配便等による
 (書留等発送を証明できる方法にて提出のこと 持参は受け付けない)

7. 審査委員 以下 6 名とする
 建設委員会代表 2 名
 副村長
 教育長
 総務企画課長
 産業観光課長

審査委員が選任した以下分野の専門家がアドバイザーとして技術的助言を行う
 (アドバイザーは審査における採点権限を持たない)

A: 防災拠点整備

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授 澤田雅浩

B: 木造建築

木構造振興(株) 客員研究員 原田浩司

C: 地域住民によるコミュニティ形成

まちライブラリー提唱者 森記念財団普及啓発部長 磯井純充

8. 質疑応答

- (1) 質疑は、別途示す期日に電子メールで受け付ける
(電話、FAXによる質疑は一切受け付けない)
送付先:西栗倉村役場 総務企画課 榎原(えばら)
e-mail:nishiawa-pjkikan@vill.nishiawakura.lg.jp
- (2) メールを受け付けた場合は、受領確認メールを返信する
- (3) 質疑に対する回答は質疑回答書にまとめ、別途示す期日までに村のホームページ上に掲載する

9. 提供資料

- 配布資料 01 建設用地図・既存建物配置図
- 配布資料 02 事業工程表
- 資料資料 03 木材調達先村有林原木賦存量集計
- 配布資料 04 西栗倉村基幹施設建設基本計画
- 配布資料 05 地域熱供給システムに関する解説

10. 審査結果の発表

- (1) 一次審査の結果は一次審査書類提出者全員に書面にて通知する
- (2) 二次審査の結果は二次審査提案書の提出のあった対象者全員に書面にて通知する
- (3) 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない

11. 技術提案書の取り扱い

- (1) 提出書類は返却しない
- (2) 応募作品の著作権は応募者に帰属するが、応募作品の展示、複製の作成、ホームページへの掲載等、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は主催者が有する

12. プロポーザルによって選定される設計者の業務

- (1) 当該プロポーザルの最優秀者は、基本設計業務の随意契約対象者に該当する。最優秀者との随意契約が合意に至らない場合は、次点者との協議を行う。
- (2) プロポーザルで選考された最優秀者は、設計業務仕様書に示す業務内容に基づいた見積書を提出し、発注者が別に示す事業費の範囲内において発注者と随意契約の手続きを行う。
- (3) 設計受託者は別に示す設計業務仕様書に示す業務内容を技術提案書に基づいて行うが、設計段階では、役場担当者及び施設職員・利用者・地域住民との十分な対話により計画を進めること
- (4) 設計過程においては、村内産木材の調達に関しては、役場担当者および役場が認める専門家の十分な調整を図ること

13. 計画の条件等

工事概要書による

14. 現地公開日について

スケジュールに記載の現地公開日を設定

- ・ 公開日の 13:00～17:00 の間は、許される範囲内で計画用地を見学することができる
(除却予定の既設建物内部への立ち入りはできない)
- ・ 公開日 14:00～15:00 に、役場職員による現地案内を実施します。参加希望者は、役場総務企画課にて、13:00～13:30 の間に受付を済ませてください。(役場窓口を訪問ください)
- ・ 公開日 15:30～16:30 に、当該工事において村産材の供給を行う村内製材工場の現地案内を実施します。参加希望者は、役場総務企画課にて、13:00～13:30 の間に受付を済ませてください。(役場窓口を訪問ください)
- ・ 公開日以外の現地訪問は受け付けません

15. ヒアリング審査会の実施要領

2次審査時のヒアリングは以下の要領で行う

参加しない場合は棄権とみなす

- (1) 実施場所: 2次審査対象者に別途通知する
- (2) 実施日時: 日程は別途示すスケジュールのとおり。実施時刻は別途通知する
- (3) 実施方法:
 - ・ 提案者が、提出した技術提案書の内容について説明を行ったのち、審査員が質疑応答を行う
 - ・ 技術提案書(一次審査時・二次審査時共)またはその一部を拡大したパネルの持ち込みは可とする(模型等補足説明資料の持ち込みは不可)
 - ・ 技術提案書の説明は、パワーポイント等のソフトウェアを使ったパソコンを利用することができる(プロジェクター等機材仕様については、2次審査対象者に別途連絡する)
 - ・ プレゼンテーションは提出済みの技術提案書に基づいたものとし、技術提案書に記載した図や写真のみを拡大して使用することができる
 - ・ ヒアリング会場には、実施体制計画書に記載したチーム構成員 3 名以内の入場を可とする
 - ・ 1提案者当たりの説明時間は 15 分とし、その後質疑応答予定している

16.その他

- (1) 当該プロポーザル参加にかかる費用は、提案者が全額負担する
- (2) 本業務を受託した建築士事務所(協力事務所を含む)と資本面人事面において関連がある企業は、本事業の工事入札に参加できない

17. 問い合わせ及び資料送付先

西栗倉村役場 総務企画課 榎原(えばら)
〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石2番地
電話番号: 0868-79-2111
e-mail: nishiawa-pjkikan@vill.nishiawakura.lg.jp

以上